

諮問第 1 号  
平成 16 年 1 月 30 日

司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 138 号）第 2 条の規定による改正後の司法試験法に基づいて平成 18 年から実施される司法試験に関し、論文式による筆記試験の科目として、専門的な法律の分野に関する科目を法務省令で定める必要があるので、前記一部改正法第 2 条の規定による改正後の司法試験法第 3 条第 2 項第 4 号、第 6 条及び前記一部改正法附則第 6 条第 1 項に基づいて、専門的な法律の分野に関する科目の選定について御意見を承りたい。

-----

諮問第 2 号  
平成 16 年 1 月 30 日

司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 138 号）第 2 条の規定による改正後の司法試験法に基づいて平成 18 年から実施される司法試験に関し、短答式及び論文式による筆記試験の試験科目の範囲を定める法務省令の制定の要否及びその内容について検討する必要があるので、前記一部改正法第 2 条の規定による改正後の司法試験法第 3 条第 3 項、第 6 条及び前記一部改正法附則第 6 条第 1 項に基づいて、試験科目の範囲について御意見を承りたい。